

## 青森市ホームページへの広告掲載に関する仕様書（案）

### 1 業務内容

青森市ホームページの広告掲載に係る募集及び広告作成等の業務

### 2 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

（青森市ホームページ：令和7年2月1日から令和8年3月31日まで掲載分）

### 3 入稿場所

青森市企画部広報広聴課

（青森市ホームページの広告（以下「広告」という。）の提出先）

（広告は、電子メールで [koho-kocho@city.aomori.aomori.jp](mailto:koho-kocho@city.aomori.aomori.jp) に送付すること）

### 4 広告の決定

#### （1）広告主の募集及び審査

青森市ホームページ広告掲載要綱（以下「要綱」という。）を遵守し、広告主を募集し、掲載開始日から起算して20日前（当該日が閉庁日のときは直前の開庁日）までに、要綱第7条に規定する「青森市ホームページ掲載広告承認申請書」を提出して市長の承認を求めるものとする。

提出後、市で広告の内容の審査を行い、修正が必要な場合、広告取扱業者は市と協議し、修正を行うものとする。

#### （2）広告の入稿

広告は、掲載希望月の掲載開始日から起算して7日前（当該日が閉庁日のときは直前の開庁日）までに、企画部広報広聴課に入稿するものとする。

### 5 広告の規格等

#### （1）広告の掲載期間等

ア 広告の掲載期間は、1月を単位とし、複数月にわたる掲載を妨げない。

イ 広告の掲載を開始する日（以下「掲載開始日」という。）は、当該広告を掲載する月の初めの日とするものとする。

ウ 広告の掲載を終了する日（以下「掲載終了日」という。）は、当該広告を掲載する月の最終日とするものとする。

エ イ及びウにかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日を月の中途とすることができる。この場合において、掲載開始日から掲載終了日までの期間に1月未満の端数が生じた場合は、当該期間を1月とみなす。

オ 広告掲載期間中に市の都合により、市ホームページに掲載した広告を閲覧することができない時間が生じたときがあっても、掲載期間は延長しない。

## (2) 種類等

- ア 種類 市長が広告の掲載の承認をした者（以下「広告主」という。）の社名・団体名等を識別可能な文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するウェブページにリンクする機能を有する、バナー広告とする。
- イ 大きさ 縦 60 ピクセル、横 150 ピクセルを 1 枠とする。
- ウ 形式 画像形式は、GIF（アニメーション不可）、JPEG 又は PNG のいずれかの形式とする。また、背景色と文字色に少なくとも 4.5 : 1 のコントラスト比を確保することとする。
- エ 容量 1 枠につき 10KB 以下とする。
- オ alt 属性 ホームページ管理者が設定する。
- カ 位置 ゲートページ（<https://www.city.aomori.aomori.jp/>）及びトップページ（<https://www.city.aomori.aomori.jp/index.html>） 下段
- キ 枠数 20 枠

## (3) その他

内容等に変更が生じた場合には、市と広告取扱業者で対応を協議する。

## 6 市ホームページのアクセス数

市ホームページのトップページアクセス数は、令和 6 年度上半期月平均で約 8 万件（あくまでも平均で、この数を保証するものではありません。）